

意思表示の到達

平成29年8月9日

担当：脇

第1 事案の概要

当方依頼者は、賃貸借契約を締結していたが、賃料の未払いが2年間以上続いたため、債務不履行に基づき解除すべく、催告の通知を送った2週間後に、解除の通知を送った。

しかし、相手方は、内容証明は受け取らず（留置期間が経過したとして当事務所に返送された）、普通郵便については、当該普通郵便に「開封していない」等を内容とする書面を張り付けて、当事務所のポストに直接投函した。

第2 問題点

内容証明、普通郵便のそれぞれについて、解除の意思表示をが到達したとみなされる可能性はないのか。

第3 到達の意義

「相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、意思表示または通知を記載した書面が、それらの者のいわゆる支配圏内に置かれることをもって足りる」（最高裁判決昭和43年12月17日）

【平成10年度判例解説 555～558頁】

「了知可能性が肯定されるためには、i) 受取人が郵便物の内容を推知し得ること（内容の推知性）、ii) 郵便物が容易に受領可能であること（郵便物の受領可能性）、この2つの要件が必要である。」

第4 判例

1 大枠の完成

(1) 大審院昭和11年2月14日（「到達」の意義）

到達とは、了知したことではなく、了知することができる状態に置くことをいう

(2) 最高裁昭和36年4月20日判決（「了知可能な状態」の言換え）

ここに到達とは右会社の代表取締役であつた厨子与三ないしは同人から受領の権限を付与されていた者によつて受領され或は了知されることを要するのではなく、それらの者にとつて了知可能な状態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることを以て足るものと解すべきところ、・・・

2 支配圏内・了知可能な状態の判断について

(1)最高裁昭和43年12月17日判決（普通郵便）

上告人自らは右の場所に居住していなくても、右の場所に居住する者によつて、本件電話加入契約、本件専用契約に関して被上告人より加入電話加入者たる上告人に対して発せられた意思表示、その他の通知を記載した書面が受領されたときは、右書面は上告人のいわゆる支配圏内におかれたものと解して妨げなく、このような場合には、右意思表示その他の通知が、上告人に到達したものと解するを相当とする。

(2)東京地裁平成5年5月21日判決（内容証明郵便）

内容証明郵便が名宛人の不在により受領されない場合、郵便配達員は不在配達通知書を名宛人方に差し置き、その受領を可能にしているものであるから、右内容証明郵便は、特段の事情がない限り、留置期間の満了により名宛人に到達したと解するのが相当であるが、本件各証拠によるも、被告窪添テルが右内容証明郵便を受領しなかったことにつき特段の事情があったとは認め難い。

(3)東京高裁平成8年12月25日判決（内容証明郵便）

被控訴人は、当審における本人尋問において、小川征也弁護士から、平成六年九月一四日付けの手紙（甲六号証）を受け取ったが、内容がよく分からなかったので、返事も出さず、平野隆弁護士に相談に行つて、そこではじめて遺留分減殺という言葉を知ったが、その計算式等の遺留分減殺の詳しい内容は聞いていない旨供述しているところ、これに、右手紙を受け取る前に控訴人らから遺留分減殺の意向が示されていないこと（当審における被控訴人本人尋問、弁論の全趣旨）及び右手紙の内容が「貴殿のご意向に沿って分割協議をすることにいたしました。」という極めて簡単なものであって、控訴人らが遺留分減殺請求権を行使することについては全く触れられていないことを併せると、被控訴人が、右手紙を受け取ったことによって、控訴人らが遺留分に基つて遺産分割協議をする意思を有していると予想することは困難であるというべきである。したがって、小川征也弁護士からの内容証明郵便が平成六年一〇月等に出されたことを被控訴人が知ったとしても、これを現実に受領していない以上、被控訴人が右内容証明郵便に控訴人らの遺留分減殺の意思表示が記載されていることを了知することができたとはいえないというほかない。

以上によれば、平成六年一〇月二八日付け内容証明郵便等による控訴人らの遺留分減殺の意思表示が留置期間経過によって、控訴人らの代理人である小川征也弁護士に返送されている以上、右意思表示が一般取引観念に照らし、被控訴人の了知可能な状態ないし勢力範囲に置かれたものとはいえないことは明らかであるし、控訴人らは、被控訴人の自宅の所在地を知っているのであるから、直接被控訴人宅に出向いて、遺留分減殺の意思表示をするなどの他の方法を探ることも可能であったというべきであり、控訴人らの側として常識上なすべきことをなし終わったものともいえない。また、被控訴人において正当な理由なく控訴人らの遺留分減殺の意思表示の受領を拒絶したと認めるに足りる証拠もない。

(4)最高裁平成10年6月11日判決(内容証明郵便)

(三) 前記一の事実関係

4 上告人らの代理人である小川征也弁護士は、同年九月一四日、被上告人に対し、「貴殿のご意向に沿って分割協議をすることにいたしました。」と記載した同日付けの普通郵便(以下「本件普通郵便」という。)を送付し、被上告人は、そのころこれを受領した(なお、被上告人は、第一審において、本件普通郵便が遺産分割協議を申し入れる趣旨のものであることを認める陳述をしている。)

5 被上告人は、本件普通郵便を受領した後、相談のために平野隆弁護士を訪れ、遺留分減殺について説明を受けた。

(中略)

(三) 前記一の事実関係によれば、被上告人は、不在配達通知書の記載により、小川弁護士から書留郵便(本件内容証明郵便)が送付されたことを知り(右(二)(2)参照)、その内容が本件遺産分割に関するものではないかと推測していたというのであり、さらに、この間弁護士を訪れて遺留分減殺について説明を受けていた等の事情が存することを考慮すると、被上告人としては、本件内容証明郵便の内容が遺留分減殺の意思表示又は少なくともこれを含む遺産分割協議の申入れであることを十分に推知することができたというべきである。また、被上告人は、本件当時、長期間の不在、その他郵便物を受領し得ない客観的状况にあったものではなく、その主張するように仕事で多忙であったとしても、受領の意思があれば、郵便物の受取方法を指定することによって(右(二)(3)参照)、さしたる労力、困難を伴うことなく本件内容証明郵便を受領することができたものということができる。そうすると、本件内容証明郵便の内容である遺留分減殺の意思表示は、社会通念上、被上告人の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で被上告人に到達したものと認めるのが相当である。

(5)東京地裁平成17年9月2日判決(普通郵便)

本件予告通知書在中の封筒を自宅事務所の玄関ドアの新聞受けに完全に投かんし、さらに、同年6月22日午後4時40分ころ、本件処分通知書在中の封筒を同玄関ドアの新聞受けに完全に投かんしたものであるから、これらが投かんされた時に、各書面に係る通知は、いずれも原告が了知し得べき状態に置かれたものと認めるのが相当であり、当該通知の効力が生じたというべきである。

第5 学説

「郵便局員が受取人方に差し置くいわゆる不在配達通知には、近時①郵便物の種類はもとより、差出人の氏名まで明らかにする取扱いになっているのであるから、その差出人の氏名等から当該郵便物がいかなる契約に関するものであるかなどを、不在であった相手方において推認できる場合も多いと思われ(内容の推知可能性)、したがって、このような場合、取引の慣行や社会通念上、相手方に郵便局へ受領に出向くこと(あるいは電話連絡によって再配達を求めること)を期待することは強ち過度な要求とはいえないであろう(受領可能性)。そうとすれば、正当な事由によって受領に出向くことが不可能であったこと(例えば、留置期間中を通して不在であったことや不

在配達通知が届いていなかったことなど)を相手方において立証しないかぎり、到達を認めて差し支えないものとする(注) (注解判例民法総則・青林書院平成6年9月10日初版・396頁以下) (同旨のものとして、判例タイムズ411号6頁)

第6 本件の検討

- 1 内容証明郵便について
- 2 普通郵便について

第7 債権法改正における動向

民法(債権関係)の改正に関する要綱案(法務省発表)においては、以下のとおりとされている。

(意思表示の効力発生時期等)

民法97条 相手方に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その意思表示の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。